

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…一

告示

○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…二

○土地区画整理事業の事業計画の変更……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…二

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…五

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体（二件）……………（同）…六

○優良映画等の推奨……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…七

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…七

規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則（昭和五十七年東京都規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）」を「者」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第二項中「控除を受けた者」（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者である所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。）の納税義務者を含む。）を加え、「寡婦又は寡夫」を「者」に、「当該寡婦」を「その者」に

改め、「規定する寡婦」の下に「(同項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち」とあるのを「第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合において」と読み替えた場合において同項に該当する者を含む。))を加え、同項第四号中「規定する控除」の下に「を受けた者」を加える。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都児童育成手当に関する条例施行規則第四条の規定は、平成三十年六月以後の月の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第千三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成三十年七月十八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の 調布都市計画道路事業三・四・二十

- 種類及び名称 一号つつじヶ丘南口線
- 三 事業施行期間 平成三十年七月十八日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 調布市東つつじヶ丘二丁目及び西つつじヶ丘四丁目各地内
- 取用の部分 使用の部分 なし

●東京都告示第千三十二号

東京都市計画事業瑞江駅西部地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月十八日

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都市計画事業瑞江駅西部地区画整理事業
- 二 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日 平成六年七月十一日
- 四 変更の年月日 平成三十年七月十八日

●東京都告示第千三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年七月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年六月十九日	小金井市中町一丁目千三百七十一番八の一角及び同番二十一	延長 二一・三八 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千三十四号

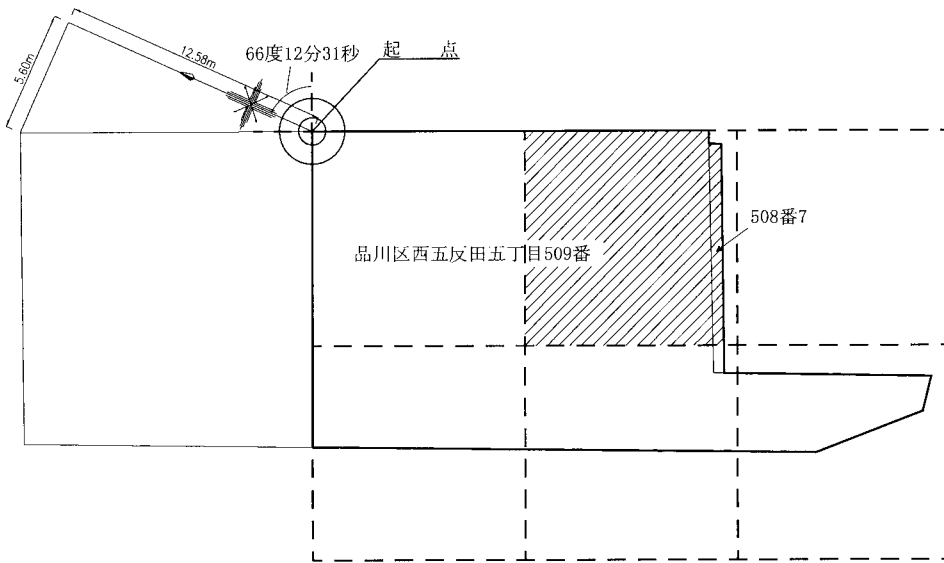
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西五反田五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別 図



- (凡例)
- - - : 単位区画
 - : 敷地境界
 - : 筆境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、品川区西五反田五丁目509番の最北端から東へ5.60m、更に南へ12.58mの地点とする。

(格子の回転角度(66度12分31秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三十五号

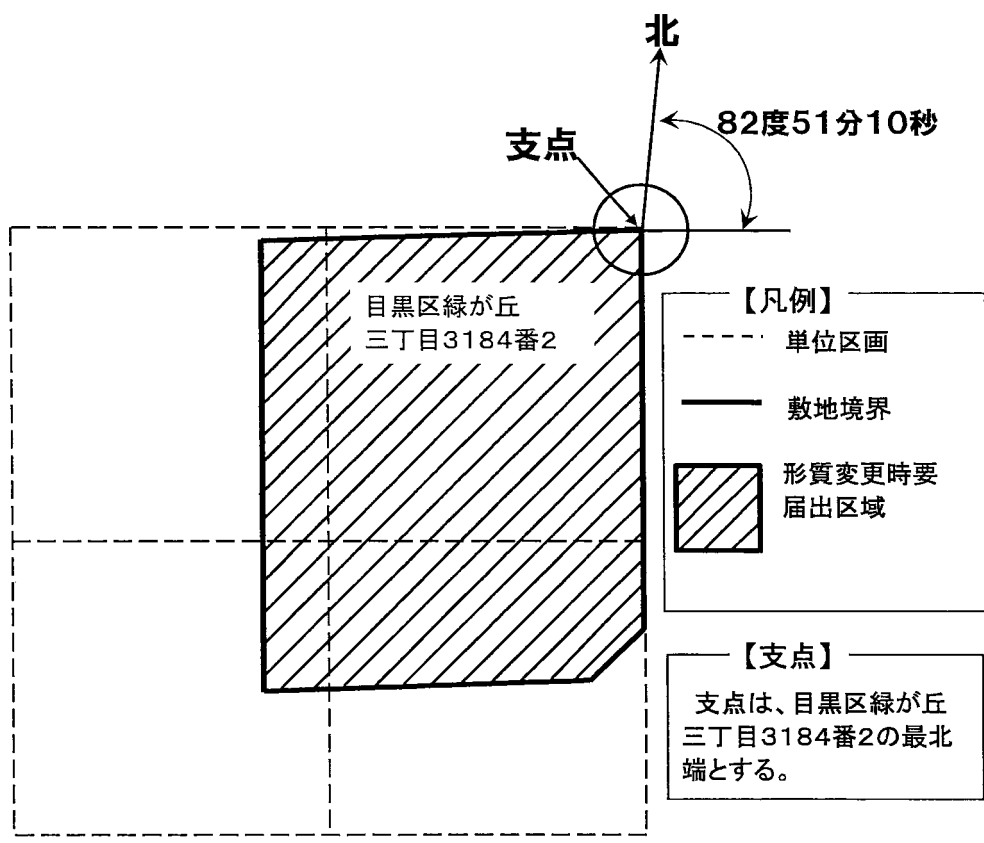
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区緑が丘三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別 図



【格子の回転角度(82度51分10秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第八百三十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月十八日

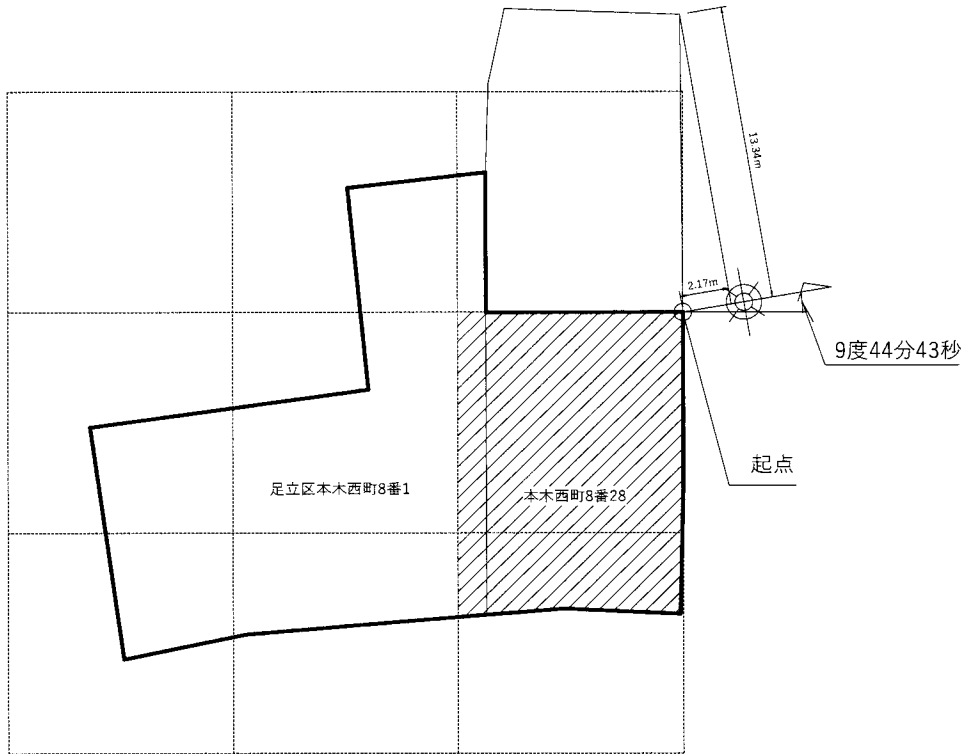
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区本木西町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図

【起点】

起点は、足立区本木西町8番28の最北端から東へ13.34m、更に南へ2.17mの地点とする。



【凡例】

- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- - - 単位区画
- 筆境界

【格子の回転角度(9度44分43秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十五号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により平成三十年四月三日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月十八日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
自由民主党東京都世田谷区第三十支部	天坂 晴美	兼益 宏行	世田谷区上野毛1-25-4
浅古みつひさ後援会	浅古 充久	浅古 友美	足立区中央本町5-2-13
天坂晴美後援会	兼益 宏行	兼益 宏行	世田谷区上野毛1-25-4
いのつめ陸斗後援会	猪爪 陸斗	猪爪 雅博	北区赤羽北1-16-2
今村るか後援会	今村 路加	今村 直	町田市本町田3549-3
大菊けんた事務所	大菊 健太	大菊 順雄	調布市布田1-1-1
オンブズマン練馬	土屋 俊測	土屋 俊測	練馬区豊玉北6-23-6
オンブズマンみなと	樋渡 紀和子	樋渡 紀和子	港区港南3-3-23
加藤和明後援会	星野 輝明	宇佐美 満	足立区神明2-2-20
黒川仁後援会	黒川 仁	黒川 文世	大田区池上6-2-8
高齢者福祉オンブズマン練馬	土屋 俊測	土屋 俊測	練馬区豊玉北6-23-6
国民道德協会	野元 政典	野元 政典	渋谷区神宮前3-40-3
酒井ごう一郎友の会	酒井 豪一郎	酒井 豪一郎	西東京市保谷町3-26-19
鈴木けんぼう後援会	野中 崇広	鈴木 真理子	渋谷区富ヶ谷1-53-12
鈴木けんぼうを都政に送り出す会	鈴木 建邦	鈴木 真理子	渋谷区富ヶ谷1-53-12
政治結社山梨侠友會東京支部	多田 和弘	多田 和弘	足立区保木間4-7-5
誠友会	守屋 誠	小林 正行	荒川区西日暮里1-22-5
TokYo Social Network for Change	谷山 雄二郎	近田 直裕	港区南青山4-17-23
同和人権擁護連盟	深澤 哲吉	深澤 圭佑	小平市仲町155-32
はっぴーえんどう会	遠藤 清明	遠藤 清明	港区港南3-4-12
びんぼう党	石橋 廣幸	石橋 幸子	江戸川区東小岩5-10-10
古荘こうじ後援会	古荘 耕二	上金 良聡	目黒区中町1-27-29
港民社協会	渡辺 専太郎	山口 芳男	港区芝浦4-8-12
宮本こうじ後援会	宮本 晃司	宮本 晃司	中央区月島1-9-7
守屋誠後援会	小林 正行	有田 幸平	荒川区西日暮里1-22-5
山下かずあき後援会	山下 和明	伊東 美佐子	杉並区下井草4-17-20
憂国同志会	野元 政典	野元 政典	渋谷区神宮前3-40-3
渡辺専太郎後援会	渡辺 専太郎	宮島 孝	港区芝浦4-8-12

●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により平成三十年六月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月十八日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
田中京の会	田中 京	田中 宇気子	新宿区北町6

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成三十年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号	種類	名称	制作者等	推奨理由
四五〇	映画	パパはわるものチャンピオン	「パパはわるものチャンピオン」	青少年を健全に育成する上で有益であることと認める。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年七月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
日野市程久保一丁目四番三の 一部、同番三地先、二十六番 三、同番十一、同番十六、同 番十八の一部、同番三十五か ら同番三十七まで及び同番四 十の一部	日野市多摩平一丁目二番地 の一大木ビル内 株式会社大木不動産 代表取締役 大木 茂

青梅市河辺町二丁目千三十五 立川市錦町三丁目一番十二

番一の一部

号

株式会社陣八ホーム

代表取締役 坪倉 徹

武蔵村山市本町二丁目九十六番一の一部、同番一地先並び

渋谷区本町三丁目三十九番二号

株式会社マリソ

代表取締役 渡部 昭典

百九番四、同番五、百十番十五、同番十六、百十二番一並びに同番四の一部

青梅市梅郷一丁目五十九番一及び六十番一

青梅市藤橋一丁目四百十七番地十九

有限会社大野ハウジング

取締役 澤田 亮

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

